山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県農林水産部及び各総合支庁産業経済部が発注する建設工事（建築工事は除く。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいう。

⑵　発注者指定型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

⑶　受注者希望型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

⑷　受注者希望型（交替制）

交替制により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

⑸　週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

⑹　完全週休２日

現場閉所による週休２日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、この場合、４週８休以上の補正係数と同じとし、工事費を積算するものとする。

⑺　対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間（土曜日、日曜日、祝日を含む）、夏季休暇３日間（土曜日、日曜日、祝日を含まず）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑻　４週８休以上

現場閉所率又は休日率の割合が、28.5％（８日／28 日）以上の状態をいう。

⑼　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑽　現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

⑾　交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日を確保することをいう。

⑿　休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

（対象工事及び発注方式）

第３条　山形県農林水産部及び各総合支庁産業経済部が発注する全ての工事を週休２日確保工事の対象とする。ただし、次に該当する工事は除くものとする。

緊急を要する工事

２　連続施工せざるを得ない工事は受注者希望型（交替制）で発注するものとする。

３　前項に該当しない工事は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望型で発注することができる。

（発注者指定型による週休２日確保工事の取扱い等）

第４条　発注者は、当初（発注）時において、農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

水産土木発注工事にあっては４週８休以上を達成した場合の補正係数を乗じて、間接工事費を積算するものとする。

２　発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による週休２日確保工事である旨及びその発注型式を記載するものとする。

３　受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休２日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休２日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。４　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

５　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款 22 条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

８　受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

９　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

⑴　振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

⑵　現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10　発注者は、変更（精算時）の積算において、
　農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。
　水産土木発注工事にあっては４週８休に満たない場合は、週休２日の補正係数を除して、間接工事費を積算するものとする。
11　発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
12　発注者は、週休２日確保工事において、４週８休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

（受注者希望型による週休２日確保工事の取扱い等）
第４条の２　発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による週休２日確保工事である旨を記載するものとする。
２　受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休２日確保工事について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
３　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休２日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休２日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
４　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
５　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においては土曜日、日曜日及び祝日に限定せず、振替現場閉所日を設定できるものとする。
７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
８　受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
９　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
⑴　振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
⑵　現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
　10　発注者は、変更（精算時）の積算において、農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。水産土木発注工事にあっ

ては４週８休以上の現場閉所を達成した場合、４週８休の補正係数に増額変更するものとし、間接工事費を積算するものとする。
11　発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
12　発注者は、週休２日確保工事において、現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

（受注者希望型（交替制）による週休２日確保工事の取扱い等）
第４条の３　発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型（交替制）による農業土木又は森林土木発注工事にあっては週休２日確保工事である旨を記載するものとする。
２　受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休２日確保工事について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
３　施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を受注者希望型（交替制）の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。
⑴　非常勤の者（臨時で従事する者）
⑵　現場作業日数が５日未満の者
４　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
５　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
６　受注者は、週休２日又は週単位の週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款 22 条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。
８　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。
９　受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
10　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提示しなければならない。
11　発注者は、変更（精算時）の積算において、
　農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。
12　発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
13　発注者は、週休２日確保工事において、４週８休以上の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

（その他）

第５条　工事費の積算については別紙１に基づくものとする。

２　工事成績評定については別紙２に基づくものとする。

３　週休２日確保工事における工期の考え方は、別紙３に基づくものとする。
ただし、水産土木発注工事については別紙４に基づくものとする。

（アンケート調査の実施）

第６条　受注者は、週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附　則

この要領は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年 10 月１日から施行する。

別紙１

週休２日確保工事における工事費の積算について

〔発注者指定型・受注者希望型〕

農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

水産土木発注工事にあっては４週８休以上の現場閉所を達成した場合、４週８休以上の補正係数に増額変更するものとし、間接工事費を積算するものとする。

１　積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、補正係数を乗じるものとする。

⑴　現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

週休２日（４週８休以上）

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（８日／28 日）以上の場合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$$

⑵　補正方法

積算方法毎に対象期間中の現場閉所状況に応じて次のとおり補正係数を乗じる。

①　積み上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名		補正係数
		週休２日
水産土木	共通仮設費率	1.02
	現場管理費率	1.03

２　当初（発注）時の積算

⑴　発注者指定型

農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

⑵　受注者希望型

補正は行わず、工事費を積算する。

3　変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

⑴　発注者指定型

農業土木発注工事

農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

水産土木部局発注工事にあっては４週８休に満たない場合は、通期の週休２日の補正係数を除して、間接工事費を積算する。

⑵　受注者希望型

農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

水産土木発注工事にあっては４週８休以上の現場閉所を達成した場合、４週８休以上の補正係数に増額変更するものとし、間接工事費を積算するものとする。

〔受注者希望型（交替制）〕

1　積算方法等

農業土木又は森林土木発注工事にあってはこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

水産土木発注工事にあっては交代制は実施していない。

別紙２

週休２日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

１　方針

週休２日確保工事を実施した工事について、発注型式によらず現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の型式で発注された工事で４週８休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点は行わない。

受注者希望型及び受注者希望型（交替制）の型式で発注された工事は、契約後の協議により週休２日に取り組むため、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況にかかわらず工事成績評定の減点は行わない。

２　評価方法

（１）監督員の２．施工状況「Ⅱ．工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が４週８休以上又は完全週休２日の場合（次の２項目を評価）

・「休日の確保を行っている。」

・「その他（完全週休２日を実施している。）」

② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が４週８休以上の場合（次の１項目を評価）

・「休日の確保を行っている。」

（２）監督員の５．創意工夫［働き方改革］において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が４週８休以上の場合

・「週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」

※週休２日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休２日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

（３）総括監督員の２．施工状況「Ⅱ．工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が４週８休以上の場合

・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」

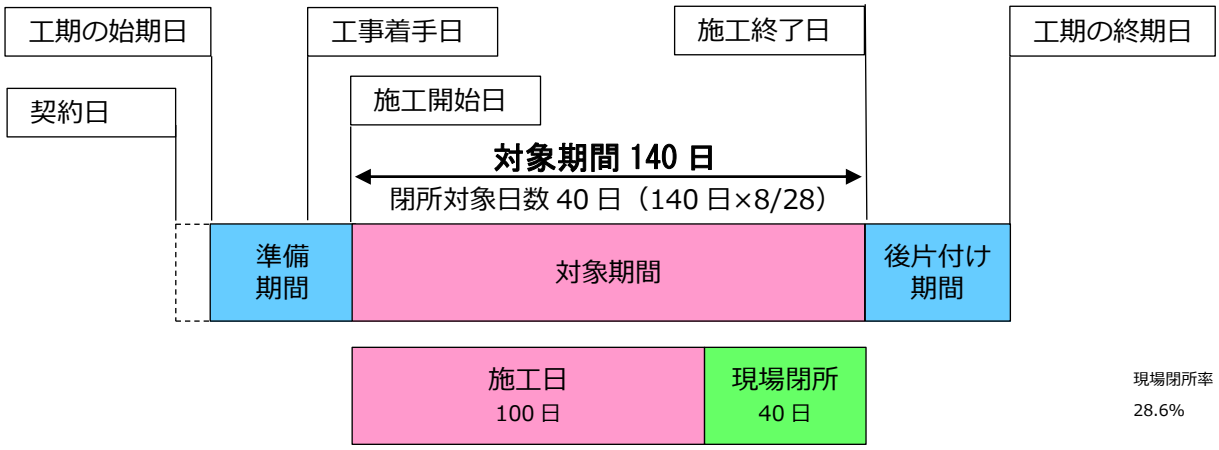
・「現場閉所（交替制）による週休２日（４週８休以上）を行った。」

※週休２日の確保を行った場合は、２項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”ａ”評価（２点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”ａ”評価としないことができる。

別紙３

週休２日確保工事における工期の考え方について

週休２日を確保するイメージ
（発注者指定型・受注者希望型）



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上になれば「４週８休以上」。

⑴　発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
⑵　「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
⑶　「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
⑷　「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいいます。なお、年末年始休暇６日間（土曜日、日曜日、祝日を含む）、夏季休暇３日間（土曜日、日曜日、祝日を含まず）、工場製作のみを実施している、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
⑸　「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
⑹　後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。
⑺　仮に１箇月単位で４週８休を実現しなくても、対象期間内で８日／28 日以上を閉所していれば、週休２日として扱う。

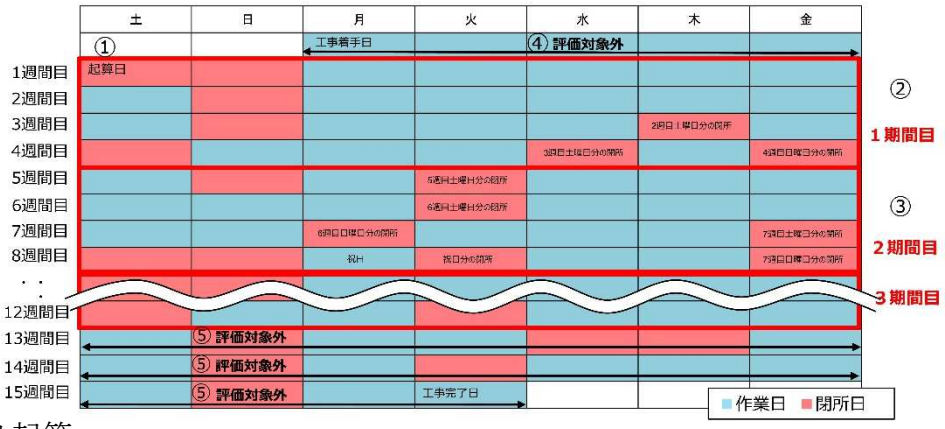
別紙４

週休２日確保工事における工期等の考え方について

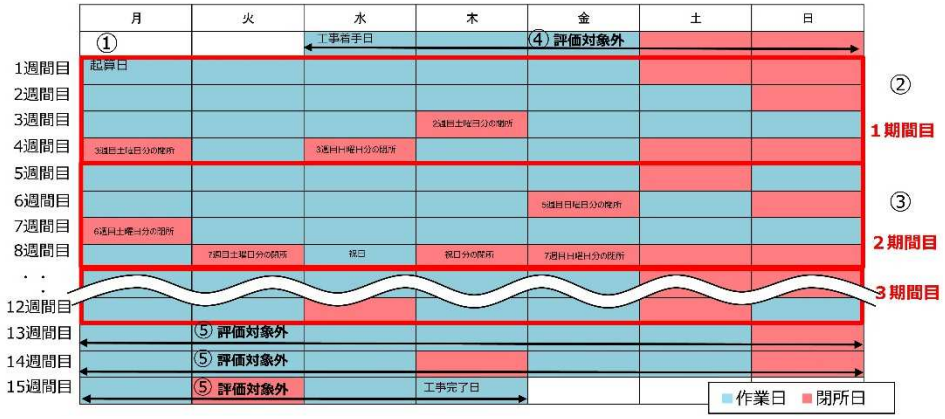
週休２日を確保するイメージ
・水産土木に限る

① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日（又は月曜日）からとし、４週間を１期間とする（４週間単位で確認）。
② １期間（４週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に８日間の閉所日があることを確認する。
③ １期間（４週間）内に祝休日が１日ある場合では、その期間に９日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
④ 工事着手日が月曜日から金曜日（又は火曜日から金曜日）のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。
⑤ 工事完了日直前の１期間の末日となる金曜日（又は日曜日）までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

①土曜日起算



②月曜日起算



⑴　「工事着手日」とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいう。

⑵　「対象期間」とは、「工事着手日」から「後片付け期間」を含む「工事完了日」までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑶　「休日」は、「現場閉所単位」での確認を基本とするが、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。「個人単位」の「休日」の評価は、施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者全員とし、対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

⑷　「休日」とは、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の８月の３日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め６日）」とする。但し、夏季休暇の取得時期は協議により変更できる。（例　７月～９月の内３日間）

週休２日確保工事に係る「入札説明書及び特記仕様書の記載例」について

山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領（以下「実施要領」という。）第４条から第４条の３で規定する入札説明書等の記載内容は、次のとおりとする。

１　発注者指定型

入札説明書（記載例）【農業土木、森林土木】

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載）

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休２日を確保する発注者指定型の週休２日確保工事」である。

令和８年 10 月１日以降の農業土木又は森林土木発注工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

入札説明書（記載例）【水産土木】

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載）

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休２日を確保する発注者指定型の週休２日確保工事」であり、予定価格の算定にあたり４週８休以上の現場閉所率による補正係数を乗じて、間接工事費を積算している。

その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

特記仕様書（記載例）【農業土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は４週８休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

２　発注者は、当初（発注）時において令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

３　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所又は交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

４　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

特記仕様書（記載例）【森林土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は４週８休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基

づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2　発注者は、当初（発注）時において令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。
3　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所又は交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。
4　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

特記仕様書（記載例）【水産土木】

○－○　週休２日確保工事
1　本工事は４週８休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2　発注者は、当初（発注）時において４週８休以上の現場閉所に応じた補正係数を乗じて工事費を積算しているため、現場閉所が通期の４週８休に満たない場合は、週休２日の補正係数を除して、間接工事費を積算するものとする。

3　「４週８休以上」の確認方法等については、水産庁ホームページの「その他の情報（直轄漁港漁場整備事業関係）」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html）内の「ガイドライン等」にある「水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定）」に準拠するものとする。
4　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。
5　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



［３課共通］（図）工事名標示板への明示の例

2　受注者希望型

入札説明書（記載例）【農業土木、森林土木】

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載）

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休２日を確保する受注者希望型の週休２日確保工事」であり、契約締結後に週休２日確保工事を実施するか否かについて発注者と協議の上、決定するものとする。

その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

入札説明書（記載例）【水産土木】

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載）

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休２日を確保する受注者希望型の週休２日確保工事」であり、契約締結後に週休２日確保工事を実施するか否かについて発注者と協議の上、決定するものとする。

その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

特記仕様書（記載例）【農業土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は受注者希望型の月単位の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

２　令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

３　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

４　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

特記仕様書（記載例）【森林土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は受注者希望型の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

２　令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

３　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

４　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものと

し、監督職員と協議し決定する。

特記仕様書（記載例）【水産土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は受注者希望型の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

２　発注者は、受注者が４週８休以上の現場閉所を達成した場合は、４週８休以上の補正係数に増額変更するものとし、間接工事費を積算するものとする。

３　「４週８休以上」の確認方法等については、水産庁ホームページの「その他の情報（直轄漁港漁場整備事業関係）」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html）内の「ガイドライン等」にある「水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定）」に準拠するものとする。

４　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

５　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



［３課共通］（図）工事名標示板への明示の例

3　受注者希望型（交替制）

入札説明書（記載例）【農業土木、森林土木】

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載。）
本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休２日を確保する受注者希望型（交替制）の週休２日確保工事」であり、契約締結後に週休２日確保工事を実施するか否かについて発注者と協議の上、決定するものとする。
その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

特記仕様書（記載例）【農業土木】

○－○ 週休２日確保工事

１　本工事は受注者希望型（交替制）の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

２

令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

３　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

４　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

特記仕様書（記載例）【森林土木】

○－○　週休２日確保工事

１　本工事は受注者希望型（交替制）の週休２日確保工事である。実施にあたっては「山形県農林水産部週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

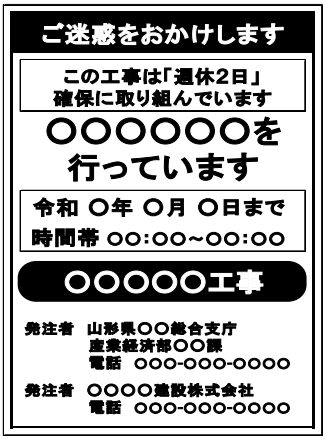
２

令和８年 10 月１日以降の工事にあっては、これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行を完了し、今後は費用計上等をしない。

３　発注者は、週休２日確保工事において４週８休以上の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

４　受注者は、週休２日確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

図は、農業土木、
森林土木共通。
水産土木は交替制
該当無し。
（なお、この文言は
記載しない）



［２課共通］（図）工事名標示板への明示の例

様式－９　　【実施状況協議書記載例（発注者指定型、受注者希望型）】

工 事 打 合 せ 簿

発議者	□発注者　■受注者	発議年月日	令和　○　年　○　月　○　日
発議事項	□指示　■協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名	○○○○工事		

（内容）
週休2日の実施状況について協議します。

① 施工開始日　　令和○年○月○日

② 施工終了日　　令和○年○月○日

③ 対象期間　　△△日間

④ 現場閉所日　　□□日

⑤ 現場閉所率(%)　○○．○%＝□□／△△

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 ■その他　（工程表等現場閉所予定を確認しました。） ○○総合支庁○○○○課　　年月日：令和　○　年　○　月　○　日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他　（　　） ○○○○会社　　年月日：令和　　年　　月　　日

総　括 監督員	監督員

現　場 代理人	主　任 (監　理) 技術者